

令和7年度 CCUS 技能者登録促進具体策

1. 目的

今後、技能労働者労務費のレベル別賃金の基準にCCUSのレベルが適用されることが想定されるなど、建設業でのCCUS重要性が増すなか、組合員の登録の底上げをはかるため、以下の助成措置を講じるものとする。

2. 対象期間： 令和7年1月1日～12月末

3. 対象者： 県連組合員で令和5年1月から令和7年12月末までに技能者登録を行ない、キャリアアップ技能者カードレベル1を取得した者。ただし簡易型登録は対象外とする。

4. 対象職種： 全業種

5. 助成額： 2,000円

6. 申請方法： 別添申請書にCCUSカードの写しを添付し、県連事務局に申請する。

7. 送金について： 6月末、12月末で締切り、翌月に申請者の口座に振込む

8. 申請書： 別添のとおり

9. その他： 本助成措置は令和5年度には実施せず、令和6年度は会員への周知が不十分であったため、対象者を令和5年度に遡って実施する。

以上